

基本協定書

生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合（以下「甲」という）と
（以下「乙」という）とは、次のとおり協定（以下「本協定」という）する。

第1条（目的）

甲は、甲の運営する「コープフードバンク」を通じて乙に対し、食品等を無償で提供し、乙は同食品等を、福祉的ニーズ等により食品等を必要としている団体及び個人に対して適切な管理及び責任のもとで提供することを通して、食品等の無駄をなくし有効活用を実現するとともに、社会福祉に寄与する。

第2条（責任）

1. 甲は、乙に提供する食品等については、廃棄物ではないことと賞味期限内または消費期限内の適正食品であることを保証する。
2. 乙は、食品等の提供を受け、適切な管理のもとで賞味期限内または消費期限内に消費する責任を負う。
3. 乙は、福祉的ニーズ等により食品等を必要としている団体及び個人に対して、第1項の食品等を提供する責任を負う。
4. 乙は、第1項の食品等の転売は行わない。

第3条（免責）

甲は、乙に提供する食品等について、第2条第1項の保証以外、責は一切負わないものとする。

第4条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を行う行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第5条（協議解決）

本協定書に定めのない事項又は本協定書の各条項の解釈に疑義を生じた場合については、甲乙誠意をもって協議の上解決する。

第6条（有効期間）

1. 本協定書の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までの1年間とする。なお、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも解約の意思表示のない場合は、1年間延長し、以後も同様とする。
2. 前項の規定に関わらず、甲及び乙は合理的な理由がある場合にはいつでも本協定書を解除することができる。

本協定書の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲：（住所）宮城県仙台市泉区八乙女4丁目2番地の2

生活協同組合連合会
コープ東北サンネット事業連合
代表理事 理事長 倉田 秀昭

乙：（住所）